

令和 6 年 5 月 30 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01980

研究課題名（和文）税効果会計の注記情報に関する実態分析

研究課題名（英文）An analysis on footnotes of accounting for income taxes

研究代表者

米谷 健司（Kometani, Kenji）

立教大学・経済学部・准教授

研究者番号：90432731

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：税効果会計の注記情報を分析し、貸借対照表上の金額でも注記上の金額でも、繰延税金資産が繰延税金負債を上回っていることが明らかになった。さらに、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、そのほとんどを回収不能と判断しており、また1年以内に繰越期限が到来するものについても同様に判断していることから、繰越欠損金の期限内の有効活用が疑問視される。その他、税金情報から企業のタックス・プランニングの実態を明らかにするために先行研究を包括的に整理し、会計と税金の関係に関する情報が企業の税負担削減行動の何を映し出しているのかを識別することの重要性を指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の目的は、税効果会計の注記情報を分析することにより、当該情報が投資家の立場から有用な情報であるのか否かを明らかにするとともに、当該情報から日本企業のタックス・プランニングの実態を浮き彫りにすることである。財務会計制度において注記情報は拡大の一途をたどっており、財務諸表作成者が財務諸表利用者の情報ニーズにどこまで応える必要があるのかという問題として税効果会計基準改正後の注記情報の内容を分析した。これにより繰越欠損金の期限内利用に関する問題など、日本企業のタックス・プランニングの実態の一端を垣間見ることができた。

研究成果の概要（英文）：An analysis of the tax accounting footnote information reveals that deferred tax assets exceed deferred tax liabilities, both in terms of balance sheet amounts and in terms of footnote amounts. Furthermore, most of the deferred tax assets related to net operating loss carried forward (NOL) are considered unrecoverable, and most of the deferred tax assets related to NOL within one year are also considered unrecoverable, which calls into question the effective utilization of NOL within the timeframe. In order to clarify the reality of corporate tax planning from tax information, we comprehensively summarize previous studies and point out the importance of identifying what information on the relationship between accounting and taxes reflects about corporate tax avoidance.

研究分野：財務会計

キーワード：税効果会計 税負担削減行動

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 増え続ける注記情報はどの程度重要であるのかという問題意識が関係している。従来は会計研究は会計情報の認識や測定にかかわる問題を主として取り扱っており、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表本体の会計情報を分析してきた。しかし、最近では、財務諸表本体の会計情報のみならず、注記として記載された会計情報にも注目が集まっている。特に、国際財務報告基準(IFRS)を中心とした会計基準の統一化が加速すると、注記情報は増加の一途を辿っている。IFRSは財務報告の役割として投資家の意思決定に資する情報の提供を強調するため、財務諸表本体に認識・測定される会計情報だけでなく、注記として開示される会計情報も重要な意味を持つことになる。注記情報の充実化は、本研究が対象とする日本の税効果会計基準についてもあてはまり、財務諸表作成者が財務諸表利用者の情報ニーズにどこまで応える必要があるのかという問題として取り扱うことができる。

(2) 企業におけるタックス・プランニングは実際のところどのように実施されているのかという問題意識も関係している。近年では、欧米の多国籍企業による過度な税負担の削減が問題となっており、OECDはBEPS(Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転)プロジェクトとして新しい国際課税の枠組みを提案している。ただし、適切なタックス・プランニングはキャッシュ・アウト・フローの抑制につながるため、それが持続的なものであれば企業価値の向上に寄与すると考えられる。したがって、企業価値の最大化を志向する経営者にとって、適切なタックス・プランニングは重要な経営課題といえる。タックス・プランニングに関する研究は米国を中心に近年急速に蓄積されつつあるが、実際のところ経営者がどのようにタックス・プランニングを行っているのかはあまり明らかになっていない。特に日本企業のタックス・プランニングについては経営者がそれを意図的に行っているのか否かも含めて明らかになっていない。タックス・プランニングの手法は多岐にわたるが、企業外部から企業税務の実態を把握する手掛かりは税効果会計の注記情報に限られる。税効果会計の注記情報には、繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別内訳として一時差異の情報が、また法定実効税率と税効果会計適用後の税負担率との乖離の内訳として永久差異の情報が開示されている。当該情報をもとに分析を行うことで、日本企業のタックス・プランニングの実態に迫ることができる。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、税効果会計の注記情報を分析することにより、当該情報が投資家の立場から有用な情報であるのか否かを明らかにするとともに、当該情報から日本企業のタックス・プランニングの実態を浮き彫りにすることである。日本の税効果会計実務は、1998年10月に企業会計審議会から公表された『税効果会計に係る会計基準』と、その後日本公認会計士協会から公表された実務指針をもとに行われてきたが、2018年2月に公表された改正基準等により注記として開示される情報が従来よりも増加することになった。企業会計基準28号(10項)には「税効果会計基準及び同注解では繰延税金資産の回収可能性に関連する注記事項として、繰延税金資産の発生原因別の主な内訳等が定められているものの、財務諸表利用者から、計上されている繰延税金資産や評価性引当額の内容を十分に理解することが困難であるとの意見が聞かれた」とあり、財務諸表利用者が税効果会計情報に満足していない様子が窺える。こうした財務諸表利用者の要求に応じて、評価性引当額や繰越欠損金等の詳細情報が追加的に開示されるようになったと考えられる。しかし、これらの注記情報がどの程度重要であるのかについては検討の余地がある。すなわち、今回の改正は財務諸表作成者に多大な開示コストを負担させることになるため、それに見合うほどのベネフィットがあるのか否かを考察する必要があると考えた。

## 3. 研究の方法

(1) 日本企業においては、2018年2月に公表された『税効果会計に係る会計基準』の一部改正によって税効果会計情報の表示方法が変更されたり、注記事項が拡充されたりしている。表示方法については、従来は繰延税金資産及び負債を流動項目と固定項目に区分して表示していたが、改正後は一括して固定項目に表示することとなった。また、注記情報については、従来は繰延税金資産に係る評価性引当額を一括して開示していたが、改正後は税務上の繰越欠損金の額が重要である場合に、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額に区分して開示することとなった。さらに、税務上の繰越欠損金の額が重要である場合に、当該繰越欠損金の繰越期限別の情報(税務上の繰越欠損金の額に納税主体ごとの法定実効税率を乗じた額、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額)を開示することとなった。本研究では、日経平均株価構成銘柄(225社)のうち、3月期決算であり、かつ、日本基準で財務諸表を作成している企業を対象として、2019年3月期から2023年3月期までのデータを収集し、財務諸表利用者にとっての税効果会計の注記情報の実態を分析した。なお、分析対象企業は、銀行・証券・

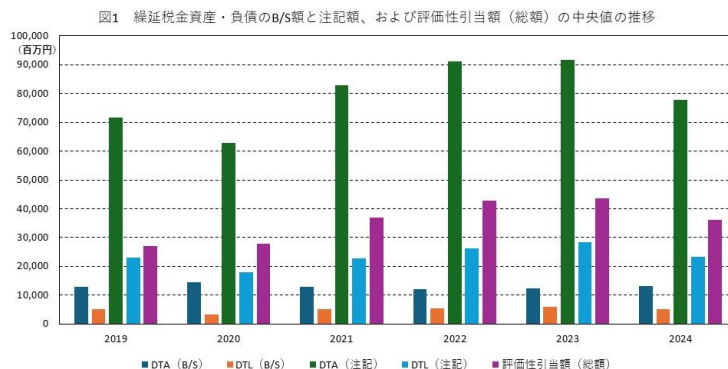
保険業を除く一般事業会社を対象としている。また、注記情報の拡充に焦点を当てるため、税務上の繰越欠損金の額が重要であり、当該繰越欠損金の繰越期限別の情報を開示した企業に限定した結果、サンプルは301企業・年となった。

(2) 税金情報から企業のタックス・プランニングの実態を明らかにするために、企業の税負担削減行動の程度を示す指標の開発が進展するとともに、その指標を利用した実証証拠が蓄積されつつある。こうした先行研究の中で利用されてきた税負担削減行動の指標を整理するとともに、その有効性と限界について検討する。また、税負担削減行動を分析するための理論的基礎としてエージェンシー理論と企業の社会的責任論(Corporate Social Responsibility: CSR)を取り上げ、それぞれの観点からこれまでの先行研究で蓄積された税負担削減行動の実証証拠を整理する。

#### 4. 研究成果

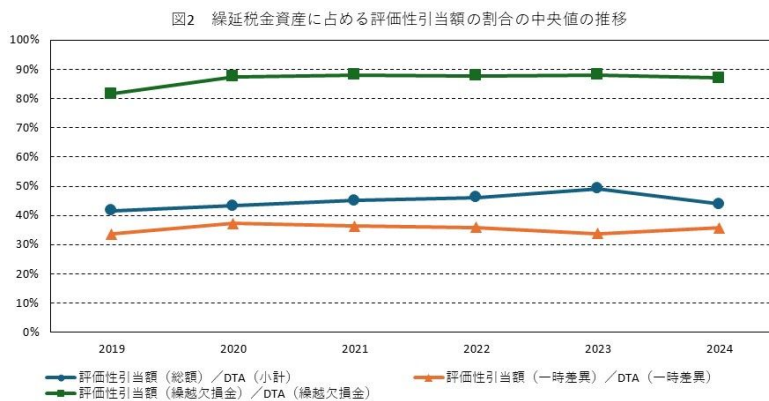
(1) 日経平均株価構成銘柄(225社)のうち、日本基準で財務諸表を作成している3月決算の一般事業会社で、2019年3月期から2023年3月期までの期間の必要なデータを入手できる301企業・年を対象として、税効果会計の注記情報の実態を分析した。

図1は、繰延税金資産(DTA)と繰延税金負債(DTL)のB/S上の金額と注記上の金額、および評価性引当額の中央値の推移を示している。注記には期末時点の繰延税金資産と繰延税金負債の総額が示されているが、貸借対照表では繰延税金資産に係る評価性引当額を控除した純額を基礎とし、さらに同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債が相殺されるため、

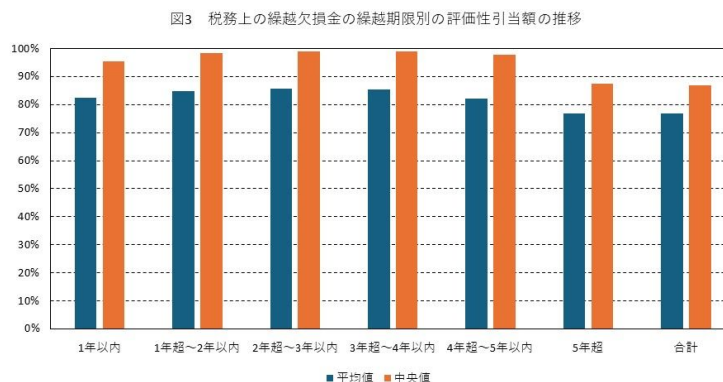


B/S上の金額と注記上の金額は異なる。図1をみると、B/S上の金額でも注記上の金額でも繰延税金資産が繰延税金負債を上回っていることがわかる。さらに、評価性引当額や相殺表示の影響で、B/S上の金額と注記上の金額が大きく異なることも指摘できる。

図2は、税効果会計基準の改正後に入手できるようになった情報を利用して、繰延税金資産に占める評価性引当額の割合を、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額に区分して、その中央値の推移を示したものである。これをみると、繰延税金資産の総額に占める評価性引当額の割合は40%~50%程度であることがわかる。その内訳をみると、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額の割合は30%~40%の範囲で推移しているのに対して、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の割合は80%~90%の範囲で推移しており、多くの企業は一時差異に比して繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性がないと判断しているといえる。



さらに、図3は、税務上の繰越欠損金の繰越期限別の情報(税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産とそれらに対する評価性引当額)を利用して、繰越期限ごとにどの程度の評価性引当額を見積もっているのか、その平均値と中央値の推移を示している。繰越期限は、「1年以内」、「1年超~2年以内」、「2年超~3年以内」、「3年超~4年以内」



「 4 年超～5 年以内」、「 5 年超」、「 合計」の 7 つに区分されている。平均値（中央値）は、  
が 82%（95%）、 が 85%（98%）、 が 86%（99%）、 が 85%（99%）、 が 82%（98%）、 が 77%  
（88%）、 が 77%（87%）であった。税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、「 1  
年以内」から「 4 年超～5 年以内」まで、そのほとんどを回収不能と判断しており（中央値の  
範囲が 95%～99%）、 「 5 年超」についても 80%～90%を回収不能としている。「 1 年以内」に  
繰越期限が到来するものについてもそのほとんどが回収不能と判断しているということは、繰  
越欠損金を期限内に有効活用できていない可能性を示唆するものであり、日本企業のタックス・  
プランニングの実態の一端を垣間見ることができる。

（2）税負担削減行動に関する先行研究の包括的レビューにおいては、税負担削減行動に関する  
研究は年々増加しているものの、企業の税負担削減行動が近年において積極的になったという  
一見シンプルな仮説についてすら、統一的な見解は得られていないことが明らかとなった。こ  
うした背景には、税負担削減行動を映し出す指標には限界があり、それを観察する人の立場によ  
って解釈が変わりうるということがある。先行研究で利用されてきた税負担削減行動の指標を整  
理し、頻繁に研究で活用される実効税率や BTD はデータとして取り扱いやすい反面、それらが企  
業の税負担削減行動の何を映し出しているのかを識別する必要がある。そのためにも、企業の平  
均的な行動パターンを映し出したいのか、特定の行動パターンを映し出したいのかによって、税  
負担削減行動の指標を選択するとともに、サンプル選択などを含みリサーチデザインを十分に  
考慮する必要がある。飛躍的に増加する海外の研究に比べれば、税負担削減行動に関する日本  
の研究はまだ少ないが、それは日本企業が欧米企業と同じように積極的に税負担を削減してい  
るとまでは言い切れないということと無関係ではないだろう。このことはエージェンシー理論  
の視点から導かれるように税コスト以外のコストに日本企業が配慮しているためなのか、それ  
とも別の理由があるのかは判別がつかない。ただ、CSR の視点などのように、エージェンシー理  
論の視点とは別の理由を探る必要性もあるかもしれない。日本企業の税負担削減行動を分析す  
るうえで、エージェンシー理論の視点はもちろん CSR の視点からの解釈も検討する価値がある  
といえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 米谷健司・大沼宏・阪智香
2. 発表標題 「第4章 税負担削減行動」『日本会計研究学会2018-2020年度特別委員会（鈴木一水委員長） 税制が企業会計その他の企業行動に及ぼす影響に関する研究（最終報告書）』
3. 学会等名 日本会計研究学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 鈴木一水, 奥田真也, 米谷健司, 田村威文, 村上裕太郎	4. 発行年 2024年
2. 出版社 同文館出版	5. 総ページ数 344
3. 書名 税務会計研究ハンドブック EBPMのための理論・実証分析序説	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------